

『公務員の定年制度详解 一定年の段階的な引上げ』 主要目次

第1編 国家公務員の定年制度の導入・改正の経緯

第2編 逐条解説

第1章 定年制

第1 定年による退職

定年退職日 定年の年齢 定年制の適用除外

第2 定年による退職の特例（勤務延長）

勤務延長の要件 勤務延長の期限

第3 その他

勤務延長や勤務延長の期限を延長等する場合の職員の同意
勤務延長職員の併任の制限等
定年に達している者の任用の制限

第4 定年の段階的な引上げ

定年の引上げの開始時期と段階的な引上げ
段階的な引上げ期間中の定年年齢等

第5 勤務延長職員に係る経過措置

旧国公法勤務延長職員の取扱い
定年引上げ年度における勤務延長職員の異動の制限

第2章 管理監督職勤務上限年齢制

第1 管理監督職勤務上限年齢による降任等

管理監督職勤務上限年齢による降任等
管理監督職勤務上限年齢による降任等を行うに当たって任命
権者が遵守すべき基準に関する事項

第2 管理監督職への任用制限

任用制限の対象 任用制限される期間
管理監督職への併任の制限及び解除

第3 管理監督職勤務上限年齢制の適用除外

第4 管理監督職への任用制限の特例管理監督職 勤務上限年齢による降任等及び管理監督職勤 務上限年齢制の特例（特例任用）

異動期間の延長 給与の取扱い 行政執行法人の取扱い

第3章 定年前再任用短時間勤務制

第1 任用等

定年前再任用短時間勤務制の対象者
定年前再任用の方法等 任期

第2 勤務時間・休暇

勤務時間 休暇
非常勤職員の勤務時間・休暇に関する規定の適用除外

第3 給与

俸給月額 諸手当 給与法等の適用除外

第4 能率、懲戒、災害補償、育児休業

第5 退職手当、医療保険・年金保険、宿舍、定員

第4章 60歳を超える職員の給与

第1 60歳超職員に対する俸給月額の7割措置

俸給月額の7割措置 特定日 俸給月額の単位等
旧国公法において特例定年が適用されていた職員に相当する
職員の取扱い
育児短時間勤務職員等の取扱い 派遣職員等の取扱い

第2 俸給月額の7割措置を適用しない職員

旧国公法において特例定年が65歳とされていた職員に相当
する職員
勤務延長型特例任用職員
65歳を超える特例定年が定められている職員
俸給月額の7割措置の適用を受けず引き続き勤務延長された
職員

第3 管理監督職勤務上限年齢調整額

管理監督職勤務上限年齢調整額
措置の位置付け基本的な算出方法
管理監督職勤務上限年齢調整額の上限
管理監督職勤務上限年齢調整額の諸手当等における取扱い

第4 俸給月額の7割措置の「降給」としての 位置付け等

俸給月額の7割措置を降給と位置付ける理由
処分説明書及び人事異動通知書の取扱い等

第5 60歳超職員の諸手当

7割水準となる手当額を規定している手当等
7割水準の俸給月額を基礎として手当額が算定される手当等
俸給月額の7割措置が適用されない職員と同額を支給する
手当

第6 その他規則への委任

第5章 定年の段階的な引上げに伴う退職手当 法の改正

基本額に係る特例
特定日以後の俸給月額を受ける者に係る基本額に係る特例
応募認定退職等による定年前早期退職者に対する基本額に
係る特例

第6章 情報提供・意思確認制度

制度の新設理由 情報提供 勤務の意思の確認
60歳に達する年度の前年度に情報提供・意思確認ができ
ない職員の取扱い
情報提供・意思確認制度に準じた措置

第7章 暫定再任用制度

暫定再任用職員の採用及び任期
旧国公法再任用職員の取扱い
短時間勤務の暫定再任用を可能とするための措置
引上げ後の定年に達していない者の暫定再任用を可能とす
る措置
暫定再任用職員に対する給与
退職手当 育児時間、勤務時間等

第8章 その他

第1 実施のための準備等

第2 検討

第3編 基本法令

国公法・規則・運用通知対照表
国公法等改正法附則・規則・運用通知対照表
給与法・規則・運用通知対照表